

第3回 播磨町上下水道運営委員会 議事概要

日 時	令和3年11月18日(木) 15時～16時30分
場 所	播磨町役場 第二庁舎3階 会議室1
出席者	<p>【播磨町上下水道運営委員】</p> <p>竹川 宏子(学識経験者・兵庫大学現代ビジネス学部教授)(会長) 坂江 博(学識経験者・兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課水道班班長) 松本 秀明(使用者の代表・播磨町商工会(住友精化(株)別府工場)) 西口 泰平(使用者の代表・播磨町商工会(株)西口商店)) 日下部 義和(使用者の代表・播磨町自治会連合会(古田東自治会会長)) 藤本 徳子(使用者の代表・播磨町連合婦人会顧問) 中村 ルリ子(使用者の代表・播磨町消費者協会会長) 吉川 俊行(使用者の代表・播磨町民生委員児童委員協議会副会長) ※代理出席</p> <p>【事務局】</p> <p>高見 竜平(理事) 藤原 崇雄(上下水道グループ統括) 村田 隆(上下水道グループリーダー) 西本 真規(上下水道グループリーダー) 筒井 和秀(上下水道グループリーダー) 早川 くみ子(上下水道グループ主査)</p> <p>【委託事業者】</p> <p>EY新日本有限責任監査法人</p>
欠席者	なし
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 前回資料の訂正について 3 議事(1) 水道料金の改定について <ol style="list-style-type: none"> (2) 水道料金の改定率について (3) 固定費の配分について (4) 逦増度について (5) 料金体系パターン (6) 料金改定他団体事例 4 料金改定案作成における検討事項について 5 その他 今後のスケジュール 6 閉会

1 開会

2 前回資料の訂正について

(事業者)

資料2をご覧ください。前回提出した資料に計算誤りがありましたので、この場をお借りして訂正させていただきます。左側が正しいもの、右側が誤っている数字となっています。該当ページは21ページから25ページです。修正の具体的な内容ですが、前回15%程度の料金改定が必要という審議がされてきました。15%程度の料金改定となってくると、右側の誤っている表では資産維持率が2.0%で14.6%の値上げが必要になってくるとご報告をさせていただきましたが、計算間違いをしており、料金改定率15%程度となると左側の表では資産維持率が2.5%となると訂正させていただきます。

(事務局)

補足としまして、資産維持率は標準的には3%と言われておりますので、前回の数値で2%だったところが、正しくは2.5%だったということで目標値に近づいたということになります。

3 議事

(会長)

水道料金は生活に関わることでして、多くの自治体で料金改定について検討しているところなんです。できる限り緩やかに上げて、必要な設備を更新できるようにしていきたいということで、少しでも生活への影響や衝撃が少なくなるような形で検討していきましようということでした。いろいろと計算があり、難しいのですがご質問もいただきながらやってまいりたいと思います。

議事(1) 水道料金の改定について

(事業者)

資料3をご覧ください。1ページめくって目次があります。まず本日の審議内容としまして検討事項のまとめを確認させていただいた後、前回のおさらいをしたうえで本章に入ってまいりたいと思います。3ページ、本日の検討事項は大きく3つあります。1つ目に固定費の準備料金と水量料金への配分割合についての検討で、第3章に記載しています。2つ目に逡増度についての検討で、第4章に記載しています。この固定費と逡増度が決まって初めて水道料金表が出来上がることとなります。そのため、第3章と第4章が決まらないと料金体系に入れませんが、第3章と第4章の説明が抽象的になりますので、ある前提を設けたうえで料金がどうなるかパターンを第5章でお示しさせていただきますので、そのパターンについてご意見をいただければと思います。5ページでは前回のおさらいとしまして、将来播磨町の水道事業がどうなっていくか、将来の人口予測を掲載しています。経営予測をするうえで、人口は重要な要素となります。グラフは2つありますが、黄色の方が社人研による予測値で、緑色の方は播磨町が作成する人口ビジョンによる予測値になります。播磨町では人口の減少を抑制する施策をされており、人口ビジョンは、それを加味した予測

値となっていますので、社人研の予測値を多少上回っています。6 ページと 7 ページのグラフでは左側が社人研、右側が人口ビジョンに基づく将来予測です。6 ページは料金収入と利益の推移予測となっており、社人研による給水人口推計では 2037 年度（令和 19 年度）、人口ビジョンによる給水人口推計では 2041 年度（令和 23 年度）にそれぞれ赤字に陥る予測となっています。人口ビジョンの値では少し後年になりますが、いずれにしても赤字に陥ってしまうということになります。また 7 ページは現金預金残高の推移予測となっており、社人研では 2041 年度（令和 23 年度）、人口ビジョンでは少し後ろ倒しになりますがそれでも 2043 年度（令和 25 年度）に現金がなくなってしまうという状況に陥ることが予測されています。このような状況になってしまうのを何もせずに待っているわけではなく、播磨町では対応をされています。それが 9 ページの中段あたりの対応策です。まず①当然今後古くなった管の取替や修繕に対して投資が必要となりますが、無計画に投資するのではなく基幹管路と言われる重要な管路を優先して更新し、また平準化を図るよう計画を立てられて実際に実施されています。②起債の実施、いわゆる借金です。借金というあまり聞こえは良くないイメージがあるかもしれませんが、水道事業は将来にわたる永続的な事業ですので、今の世代だけではなく、借金をして将来世代にも負担していただくということが理にかなっているということです。播磨町は平成 12 年以降借入をしてこなかったのですが、今後は借入をしていくということで、これも実施されているところです。この①②の施策を実施して、なおお金が足りなくなってくると、③料金改定が必要になってくるというところでは、料金改定はどんなステップでどのようなことを検討していく必要があるのかということ、第 1 章で説明します。11 ページです。水道料金の改定には大きく 3 つのステップがあり、まず 1 つ目に水道料金の改定率を決定していく必要があります。裏を返せば総括原価、今後どれくらいのお金がかかってくるかを算定していくというところでは、例えば将来の料金算定期間で水を作るためのお金が 100 かかるとします。それに対して実際の料金収入は 80 しかない場合、20 不足している状態となり、25%の料金改定が必要になることとなります。では 20 値上げをすることになるとそのうち基本料金、いわゆる水を使用しなくても固定的に発生する基本料金をいくら上げるのか、一方で水の使用量に応じて発生する従量料金をいくら上げるのか、どのように配分していくのかを考える必要があります。これがステップ 2 で、固定費を準備料金と水量料金に配賦することが必要になります。最後にステップ 3、逓増度の決定も必要になってくるのですがこれは第 4 章で協議いただきます。以上を図に示したものが 12 ページです。ステップ 1、総括原価のところを青く囲っています。水を作るのにどのくらいお金がかかるのかを算定します。そして、総括原価を需要家費と固定費と変動費に分解していきます。需要家費とは水の利用者が存在することによって発生する費用で、例えば検針費用や料金の徴収に係る費用です。固定費は水を作る量にかかわらずかかる費用で、例えば職員の人件費などがあります。変動費は水を作るのに比例してかかる費用で、水を作るための電力費や薬品費などがあります。対応関係でいうと需要家費や固定費は水を作っても作らなくても固定的に発生してくるお金であり、大きな考え方では基本料金で回収していく必要があります。ただ、水道事業では固定費の部分が特に大きくなっていますので、固定費をすべて基本料金で回収するとすると基本料金が高く

なってしまいます。そのため、固定費の配分基準を算定し、それに沿って準備料金と水量料金に按分していく、これが赤く囲っているステップ 3 です。そして準備料金に按分された固定費と需要家費については基本料金で回収し、固定費のうち水量料金に按分されたものと変動費については従量料金で回収していくという体系になっています。では、ステップ 1 総括原価に基づいて料金改定率をどうしていくか、これは前回の審議の内容です。

議事（2）水道料金の改定率について

（事業者）

14 ページ左側、将来どのくらいのお金が水を作るのにかかってくるのかを算定し、実際に何%料金改定をしないといけないかを考えていくうえで 10%値上げしたら、20%値上げしたらというケースに応じて将来の経営状態がどうなっていくのかを予想して最適な値上げ率を決定していく必要があります。15 ページから 17 ページにかけて、10%・15%・20%値上げした場合に、将来の利益やお金の残高がどうなるのかをシミュレーションした結果を載せています。前回審議いただいたので説明は割愛しますが、検討結果については 19 ページの下半分あたりをご覧ください。料金改定率 10%程度の場合は、2042 年度（令和 24 年度）までは利益を確保できますが 2048 年度（令和 30 年度）にはお金が無くなってしまいうことが見込まれており、水道事業を安定的に運営していくには 10%では少し足りないのではというお話でした。一方で 20%くらい値上げをした場合は、使用者の負担が大きくなりすぎ、また資金が潤沢に入ってきて、そのお金を投資に有効的に回せないという可能性もあることから、20%は大きすぎるのではないかというお話でした。そのようなところで 15%程度が適切な水準ではないかということになり、15%程度を目途に料金改定を考えていきましょうと前回審議がなされました。ここまでが前回までのお話で、では実際に 15%の料金改定がなされたらどのように基本料金と従量料金に配分していくかが第 3 章の固定費の配分です。

議事（3）固定費の配分について

（事業者）

21 ページの図をご覧ください。固定費を準備料金と水量料金に配分するためには配分基準が必要になってきまして、水道料金算定の手引きというものがあるのですが、そちらに配分基準が 4 つ例示されています。その 4 つは 22 ページの固定費の配分基準に記載しています。上から負荷率、費用の部門で分ける方法、施設利用率、施設最大稼働率です。実際、配分基準に基づいた配賦率を計算する算定式が表の真ん中です。こういった事業者がどの率を採用すべきか、算定式の考え方を右に記載しています。例えば負荷率や費用の部門で分ける方法というのは、年間の需要変動や時間変動が大きい水道事業者ということで、年間を通して水道使用量に変動がある事業者は負荷率や費用の部門で分ける方法が適しているということです。一方、水道施設に一定の予備的施設能力を有している水道事業者や水需要の減少に伴い水需要と施設能力の乖離が大きくなっている水道事業者は、施設利用率や施設最大稼働率を用いることが適切となります。では播磨町がどういう状況かということ、算定式

の考え方のうち 4 つ目及び 5 つ目に当てはまっており、施設利用率か施設最大稼働率に基づいて固定費を配分していくのが適切であると考えられます。では、これらに基づいて配分するとどうなるのかというのが 23 ページです。左の方が施設利用率に基づいて算定したもので、右の方が施設最大稼働率に基づいて算定したものです。これによると施設利用率に基づく場合は青字のところ固定費総額の 48.1%が準備料金の割合として算定されます。一方、施設最大稼働率に基づく場合は固定費総額のうち 40.3%が準備料金の割合となります。では、施設利用率か施設最大稼働率のどちらを用いるべきかについて、中段あたりに記載しているのですが、手引きの考え方によると、全国平均の施設利用率、最大稼働率よりも自らの指標が大きい場合は施設利用率を、小さい場合は施設最大稼働率を用いるべきとなっています。そこで、2019 年度に集計した全国平均と比較すると、施設利用率は播磨町が 48.1%で全国平均は 59.7%、施設最大稼働率は播磨町が 40.3%で全国平均は 71.5%ということで、播磨町の指標は全国平均よりも小さい場合に該当しますので、施設最大稼働率に基づいて固定費を配分するのがよいといえます。ここまで、抽象的な説明で具体的なイメージが湧かないかなと思うのですがもう少し続きます。25 ページをご覧ください。具体的な数字でご確認いただければと思うのですが、上下に図があり、下の方が施設最大稼働率に基づいたものです。左に総括原価いわゆる水を作るのに必要なお金が今後どれくらいかかるのかを見込んでおり、播磨町の場合は 2,785,508 千円かかります。そのうち営業費用が 2,068,994 千円、資本費用が 716,514 千円です。これらを分解し、需要家費は 109,189 千円、固定費は 2,346,021 千円、変動費は 330,299 千円になります。このうち固定費を次の準備料金と水量料金の割合をどうしていくかについて先ほどの説明の中で 40.3%と算定されましたので、固定費 2,346,021 千円に 40.3%をかけた値が準備料金の割合として配分されていきます。それに需要家費 109,189 千円がすべて準備料金となります。その結果、準備料金は合計 1,054,635 千円となります。一方、水量料金には固定費の残額が配分されるので、固定費 2,346,021 千円に $1 - 40.3\% = 59.7\%$ をかけた値が水量料金の割合として配分され、さらに変動費 330,299 千円がそのまま水量料金となり、水量料金は合計 1,730,873 千円となります。そして最終的に総括原価イコール料金収入と考えていただければと思いますが、料金収入 2,785,508 千円のうち、基本料金部分が 1,054,635 千円で全体の 37.9%になり、従量料金部分が 1,730,873 千円で全体の 62.1%になります。理論的に考えると料金収入全体のうち、37.9%は基本料金として回収しなければならないということです。ただ実際は右の黄色と緑のグラフで、播磨町では料金収入の 18.2%を基本料金として回収しているという状況です。本来理論的には料金収入のうち 37.9%を基本料金として回収しないといけないのですが、18.2%しかできていません。基本料金として回収できる方が水道事業としては安定的な経営に作用するということがいえますが、ただ一方で使用者側の視点に立つと基本料金のような固定的に発生する料金が高くなると少量使用者の負担が増えていきます。そのため、固定費の配分比率をどのように考えていくかが、一つの議題となります。ここまでをまとめたものが 26 ページです。固定費の配分における検討課題と現状認識ということで、固定費のうち準備料金への配分割合が高いほど、基本料金部分が高くなり、播磨町の水道経営としては安定的な事業経営をすることができるということです。ただ一方で、少量使用者

の負担が大きくなるということで、今ギャップが生じていますので、そのギャップをどう埋めていくかということが議論となります。現状は料金収入のうち 18.2%が基本料金で回収できています。一方でマニュアルに沿って考えると料金収入のうち基本料金として 37.9%を基本料金として回収していく必要があります。このギャップが大きい状況ですので、一つの案になりますが中間あたりを取って激変緩和を考慮するのはどうかと考えており、18.2%から 37.9%の間の 25.0%から 30.0%あたりを料金収入に占める基本料金として考える余地があるのではないかとこのところでは、図の下に記載していますが、水道料金改定業務の手引きにもこのような記載がありまして、固定費の配分基準を変更することで、料金体系が著しく変わり、需要者への影響が大きい場合があるため、現行の料金体系を考慮することも必要であるということです。基本料金の割合が一気に大きくなると少量使用者の負担も重くなりますので、激変緩和も考える余地があるのではないかとこのところでは、図の下に記載されています。27 ページには他の団体がどのように配分割合を決めているのか掲載しており、豊岡市、吹田市、姫路市の 3 つの事例を取り上げています。豊岡市では播磨町と同じように料金改定を今まさに審議されていて、議事録を拝見しますと同じような議論がありましたので抜粋して掲載しています。中段あたりの赤い下線のところで、「過去 5 年間の料金収入に占める基本料金の割合は 25%程度」、播磨町で言うと 18.2%ですね。豊岡市はマニュアルに沿って算定すると「41.9%」、播磨町で言うと 37.9%です。「これらを考慮し今回算定期間における基本料金への配分は、実績と基準の中間程度である総括原価の 33.3%が適当と考えられる」という激変緩和を考慮する審議がされています。では、実際料金はどうなるのかというところで参考までに施設最大稼働率 40.3%に基づいて算定を行ったものが次のページになります。28 ページ、一番上は現行の料金体系です。真ん中は改定後の料金体系で、施設最大稼働率に基づく配賦率 40.3%に基づいて固定費を配分したら料金がどうなるのかをマニュアルに沿って算定したものです。上下を見比べていただくと、例えば口径 13 mm の場合は基本料金が現在 800 円のところが 1,492 円、125 mm の場合は現在 68,000 円のところが 172,882 円になります。そして一番下の表はそれぞれの改定率を記載しています。けっこう凸凹しており、13 mm で 86.5%、20 mm では 324.6%。これはマニュアルに沿って現行の料金体系のことを考慮せずに機械的に算定したものであるため改定率が凸凹になっていますが、いずれにしても固定費の割合を高めるとこれだけ基本料金の負担が大きくなるということを見ていただきたく、例として示しました。29 ページは基本料金部分と従量料金部分を合算したらそれぞれの料金改定率がどうなるのかをあくまでも参考として示しています。料金改定率がマイナスになっている区分や非常に高くなっている区分があります。固定費の配分についての説明は以上になります。

(会長)

ここまでで何かご質問等がありますか。

(委員)

基本料金を上げると、この表を見ると倍くらいになるのかなと、しんどいかなと思うのですが、基本料金を下げると結局従量料金が上がることになるということですね。

(会長)

まあそうですね。そのお話はこの質疑の後に説明がありますね。

(事業者)

そうですね、第4章で説明します。ただ、おっしゃる通りで固定費の部分が上がれば従量料金は下がるし、従量料金が上がると固定費は下がるということになりますね。

(委員)

主婦的には判断が難しいのですが。

(会長)

次の章で、この場合だとどうか、今だったら合計料金がすごく下がる人と増える人がありますので、凸凹がないようにどう調整したらいいかというのが次の議論になりますね。今そのような質問が出たということは、ここまでの説明をよくご理解されているということだと思います。

(事業者)

水道事業というのは固定的にかかる費用が多いので、それを基本料金として回収できる方が費用面と収益面ではバランスがいいということになります。

(委員)

一般家庭で使用しているメーターは13mmですね。20mmはあまりないですか。

(事務局)

最近の戸建てでは20mmが多くなってしまっていて、13mmはだんだん減ってきています。播磨町では13mmと20mmが一般家庭で使われるメーターということで同じ単価で計算しています。

(委員)

古いお家ではだいたい13mmですか。

(事務局)

昔は13mmが多かったのですが、2階にもトイレをつけたりしてだんだん水栓の数が増えていくので、20mmが一般化してきています。

(会長)

私も以前に同じことを質問したのですが、20mmがけっこう多いというお話でした。そうすると例えば29ページを見ると、20mmの料金改定率が赤くなっていますよね。料金改定率が非常に大きくなってしまおうという。ですので、そのあたりをこの後のお話で議論していきたいというところですね。口径ごとの契約数の割合はどうですか。

(事務局)

確認して、後ほど報告します。

(委員)

家を建てるときにメーターの口径のお話は全然していない。

(事務局)

口径の大きさは、家の蛇口の数に応じて同時使用などを考慮して決めており、播磨町の場合9栓までは13mm、10栓を上回る場合は20mmにさせていただくようお願いしています。もう一点は、一日当たりどのくらいお水を使用されるかを計算していただいて、水圧を検査

した中で口径を計算しています。

(会長)

20 mmにしないと、同時に使用したときに水が出にくいということがあるわけですね。

(委員)

使用量で決まるのですか。私どもは企業ですので、口径が大きいのですが。

(事務局)

一日当たりの使用水量や同時使用を考慮しまして一日最大使用量を用いて計算します。水需要の大きい場合は受水槽を置いていただいてワンクッション置いていただくというのが基本的な考え方ですが、企業で直圧で送りたい場合にはピーク時の流量を計算していただいて適正流量に応じたメーターをつけていただくことになっています。

(委員)

ここで基本料金を決めた場合は、ずっとそれで推移していくのですか。

(事務局)

今回議論する中で、一気に算定要領どおりに計算することは難しいと考えています。それと、今回どういう配分をするかというのが浄水場の施設能力で計算しています。浄水場もだんだん古くなってきていまして、20年後くらいには更新の時期になってきます。20年先どうなっているのかというのがありますが、更新の時期にはその時期の水需要に応じた施設に縮小していかなければならない、現状で言うと今は少し過大な施設になってしまっているんです。更新時にはその時の水需要に合わせた適正な施設、当然余力も必要ですのである一定の余力を持った今の施設よりは少しコンパクトな施設にするような形で見直しをしないといけないと考えています。配分率は更新すると今よりは縮小していくことになりますので、配分率を算定要領どおりの40.3%ではなく25%とすることでワンクッション置くというのも考え方としてあるのかなと思います。

(委員)

新たに更新するとなると固定費が増えていくのでは。固定費が増えれば原価率が一定だとしても、基本料金は上がってきますよね。

(事務局)

固定費が高くなるというのは、施設が過大だからなので施設を縮小するというのが一つの方策としてあります。今やっているのが、水道管も水需要が減少してくるということで小さくできないかとか、また、井戸もたくさん掘っているのですが数を減らしていくことも検討したりというようなことも考えていけないといけない、今まで通りを維持すると相当な固定費もかかりますので、資産自体を少しずつ、施設を小さくしていくことも重要だと考えられます。

(委員)

2,346,021千円の固定費は下がっていく傾向もあるのですか。

(事務局)

ただ、更新していくと増えていく分もあるのでなかなか一律には低下していくとは言えません。建設投資を抑えられるところは抑えてという感じになります。

(会長)

どこの自治体も一度見直して、また何年か経って人口の変動とかも含めて見直してという感じになるのではないかなど。一気に決めているところはほとんどないのですかね。

(委員)

一気に決めるというよりは、播磨町のように起債を充てるとか、世代間の公平性を考えると、一定期間の間で見直しを考えていく事業体が多いように思います。だいたい5年から10年の中で見直しを行っていくというパターンが多い状況です。

(会長)

生活的には公共料金が急に変わると困ることもあるので、激変緩和が大切になってくるということですね。

(委員)

今は口径13mmと20mmの基本料金が同じになっているのですが、それが正規の計算でいくと20mmが倍以上に上がるというのがどうなのかと思います。

(事務局)

またそちらも後ほど説明させていただきたいところです。

(会長)

皆様のご質問は、お話をご理解いただいたうえで次どうするかのご質問に入っておられるので、次章で具体的な数字を見ていってまたご検討いただいた方がいいのかなと思います。では次の議題に入りたいと思います。

議事(4) 逡増度について

(事業者)

31ページ、再びこの図が出てきます。ステップ4 逡増度合いを決定するということですので。そもそも逡増度とは何なのかというお話なのですが、これは32ページをご覧ください。こちらは播磨町の現在の料金体系です。一番左の列は口径でそれに応じた基本料金があります。これも一つの逡増度の考え方はあると思うのですが、ここでいう逡増度は従量料金のところです。例えば口径13mmで20m³水を使うと単価は100円かかってきます。21m³から40m³だと110円、41m³から60m³だと120円ということで、このあたりが逡増度の考え方になっています。播磨町の場合は口径13mmの20m³までの単価が100円なのに対して、一番高い単価は口径125mmで1000m³以上使った場合の単価は170円になっています。最高の単価170円を最低の単価100円で割った1.7倍が播磨町の逡増度ということになります。これは33ページに記載しています。播磨町はいわゆる大口使用者が小口使用者の1.7倍の単価で水道料金を支払っているということになります。ではそもそも料金体系はどうあるべきなのか、マニュアルに記載されているのですが、まず水道料金は使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。基本的に逡増的な料金体系はだめと記載されています。また従量料金は、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする。これが原則的な考え方となっているのですが、特別措置ということで、従量料金の差別料金制として、多量使用を抑制するもしくは促進するために、従量料金については逡増又は逡減制とすること

ができるというところで、播磨町の従量料金も逡増制をとっているということです。では、兵庫県下他市の逡増度がどうなっているか、34 ページをご覧ください。市町名の表記が見えづらくて大変恐縮なのですが、黄色の棒グラフは最低単価、緑色の棒グラフは最高単価、グレーの折れ線グラフは逡増度を表しています。播磨町は赤のグラフで、最高単価 170 円・最低単価 100 円なので逡増度は 1.7 倍です。一番逡増度が大きいのは一番左の西宮市で、最高単価 350 円・最低単価 15 円で $350 \div 15 = \text{約 } 23$ 倍となっています。西宮市等では少量の使用者に配慮して最低単価を低くしているため逡増度が大きくなっているのかなと思うのですが、簡便的に最低単価と最高単価を比較するとこのようになってくるというところですが、兵庫県下他市の逡増度の平均値は 4 倍くらいです。一方、播磨町は 1.7 倍なので兵庫県下の他市と比較すると低い水準にあります。逡増度は差別的な料金水準につながるというところではありますが、他市と比べると低い水準にありますので、そこまで差別的な料金体系にはなっていないということがご理解いただければと思います。さらに補足資料としまして、35 ページは 2020 年度の口径別の使用水量と調定金額の構成を掲載しています。左の方が使用水量です。例えば口径 13 mm の使用者は全体の 51.2% 水を使っており、20 mm の使用者は 31.5% 水を使っているというところですが、それに対して、調定金額いわゆる料金収入は全体のうち口径 13 mm の使用者は 48.0% を占め、20 mm の使用者は 29.2% を占めています。ここから何がわかるかということ、使った水の量と料金が概ね対応しているということです。使った水の量だけ料金を負担しているということなので、水をたくさん使用した方の料金が低くなっているとか差別的な料金体系にはなっていないということです。完全に対応しているわけではありませんが、概ね対応していることは見て取っていただければと思いますので、現行の料金体系は差別的な料金体系になっていないということがお示しできていると思います。36 ページは口径別の基本料金と従量料金の構成を表しています。グラフのうち一番右の 125 mm だけ、基本料金の割合が高くなっているのですが、これは対象件数が少ないためであり、それ以外の口径では大体 10% 前後くらいの割合になっています。これにより、口径別に見ても固定費つまり基本料金の負担割合に大きなばらつきはなく、現行料金は大きく差別的な体系になっていないといえると思います。以上から、現在の料金体系がある程度しっかりとした体系になっていますので、今後料金改定を考えていくにあたっては、現行の料金体系をベースに考えることが理にかなっているのではないかと考えています。37 ページ、逡増度の検討方針というところで、現行の水道料金体系は、口径別で概ね公平な料金体系となっている。そして、逡増度は、播磨町は 1.7 倍で兵庫県下の他市よりは低い水準にあるというところで、今後料金改定をしていくうえで、逡増度は現在の 1.7 倍を維持するのか、現在よりも縮小するのか、それとも拡大させるのか、そのあたりを検討する必要があります。ただ、逡増度の拡大というのは、差別的料金の拡大につながっていくものがありますので、拡大については慎重に検討していく必要があります。ここまでは固定費の配分率をどうするか、逡増度をどうするかという概念的なお話をさせていただきました。このあたりが決まってくると料金体系が確定してくるということになります。そこで続いては、具体的なイメージを持っていただくために、固定費の配分率、逡増度をいくつか仮定して料金体系を 4 パターン作成しました。これを見ていただければと思います。

議事（５）料金体系パターン

（事業者）

では、第５章です。39 ページは料金体系パターンをまとめたものです。平均改定率は 15% 程度でしたので、14.7%と仮定しました。料金収入に占める基本料金割合は現在 18.2%で、算定要領どおりでは 37.9%でしたが、激変緩和を考慮して 25.0%としました。通増度は現在 1.7 倍ですが、パターン 1 とパターン 3 は同じく 1.7、パターン 2 は 1.8、パターン 4 は 2.3 と仮定しました。その他、仮定を設けていますが、いったん実際のシミュレーションを見ていただいた方が、イメージしやすいと思いますので次のページをご覧ください。40 ページ 41 ページはパターン 1 の算定結果です。40 ページの一番上の表には現行料金体系で、中段はパターン 1 の料金体系、3 段目が口径毎の改定率を表しています。改定率を見ると、パターン 1 は概ねそれぞれの改定率が同一になるように料金改定しています。例えば基本料金を見ていただくと 13 mmから 125 mmまでの改定率は 58%前後になっていることがお分かりになると思います。従量料金も少しばらつきがあるものの概ね 6%くらいの改定率になるようにしています。このように、全ての口径における料金改定率が同じになるようにして、基本料金と従量料金を合わせた料金改定率がどうなるかは 41 ページです。出来上がりの料金改定率にはばらつきが出ており、特に口径 75 mmの使用水量 10 m³から 200 m³までの区分では、料金改定率が 40%超と高くなってしまっていることがわかります。一方で例えば 13 mmの使用水量 100 m³以上の区分では比較的低い料金改定率になっており、全体的に見るとばらつきが生じています。現在の料金体系が差別的でないのに対して、結果差別的な料金体系になっています。ですので、出来上がりの料金改定率のばらつきが小さくなるように調整したものがパターン 2 です。42 ページ、43 ページをご覧ください。改定率を見ると口径 13 mmや 20 mmの基本料金の改定率が 62.5%とかなり大きくなっています。25 mm以上では 30%弱ということで小口径に比べると小さくなっています。従量料金は 25 mmの使用水量 21 m³から 40 m³の区分や 41 m³から 60 m³の区分は 20%ということだけでけっこう大きくなっているのですが、他の区分では 0%のところもあり、これを見ると改定率に幅があるように見えます。では、基本料金と従量料金を合計した出来上がりの料金改定率、43 ページを見ると大体 20%以下の値上げ率の区分が多くなっています。ただ、基本料金の割合が上がっているため少量の使用量の改定率が大きくなります。例えば、13 mmや 20 mmの使用水量 10 m³の料金改定率は 20%超になっています。先ほどのパターン 1 ほどのばらつきはないものの、多少のばらつきは生じていることが見て取れると思います。続いてパターン 3 は、44 ページ、45 ページです。44 ページ中段の料金体系を見ると、まず基本料金はパターン 2 である程度ブレが解消できましたので、パターン 2 の案を参考にしています。従量料金は表の縦の単価を同じになるようにしています。そして 45 ページ、出来上がりの料金改定率を見てみると、薄い青色で記した改定率 0%以下の区分が出てきました。例えば口径 20 mmの使用水量 140 m³から 400 m³の区分です。料金の値上げをしようとしているのにマイナスになるところも出てきてしまっています。パターン 3 もばらつきが出てきていますので、ばらつきがもう少しなくなるように調整したのがパターン 4、46 ページ、47 ページです。46 ページ中

段の料金体系を見ると、まず基本料金はパターン 3 と全く同じにしています。従量料金の表の縦の単価も基本的には合わせるような形とし、逓増度の調整をしています。そのうえで小口使用者の負担を軽減するために口径 13 mm と 20 mm の使用水量 20 m³ までの区分に別途 84 円の単価を設けました。その結果、逓増度は $192 \div 84 =$ 約 2.3 倍ということで、現行の 1.7 倍よりは広がってしまいましたが、47 ページの出来上がりの改定率で見ますとパターン 3 よりばらつきが少なくなっています。特に改定率がマイナスになっているところがなくなっています。ただ大口径の 100 mm・125 mm では改定率が大きくなってしまっています。48 ページは以上の総括でそれぞれのパターンの課題を記載しています。パターン 1 は、特に中・大口径 (40 mm から 125 mm) の使用者の料金改定率が高くなっている、つまり料金改定率にばらつきがあるパターンです。パターン 2 は、パターン 1 のばらつきをある程度解消するためのパターンでしたが、各口径の少量使用者の料金改定率が高くなってしまいました。さらに逓増度は 1.8 倍ということで現行の料金体系の逓増度 1.7 倍よりも広がってしまいました。パターン 3 は、料金改定率がマイナスとなっているところがあります。パターン 4 は、パターン 3 のばらつきをある程度解消する形で調整しましたが、逓増度が現行の 1.7 倍から 2.3 倍に拡大してしまいました。ここまでが料金改定パターンです。では他の団体がどのように料金改定をしているのかを参考までに次章でお示しします。

議事 (6) 料金改定他団体事例

(事業者)

50 ページは島根県松江市、51 ページは大阪府吹田市、52 ページは兵庫県姫路市の事例です。なぜこの 3 市を選んだかというと特に理由はありません。というのも料金改定されている事例を調べましたが、改定の傾向はどこも同じです。何が同じかという、例えば 50 ページの概要で、まず料金収入に占める基本料金の割合を高めるような改定になっているということ、もう一つが逓増度を縮小するような改定になっていることです。改定率は異なりますが、大きな方向性としてはこれがほとんどでした。説明は以上です。

(事務局)

先ほどご質問いただいた口径 13 mm と 20 mm の水栓数についてご報告します。令和 2 年度の決算値になりますが、口径 13 mm が 10,833 件、20 mm が 5,324 件です。前年度と比較しますと 20 mm が 5,104 件でしたので 200 件以上増えてきているということです。建替え等の時に口径を大きくされることもあります。125 mm は水栓数が 1 件のみになります。そのため使用水量が少ないと基本料金の割合が高くなってしまいます。口径 100 mm は 2 件です。播磨町の水道料金体系では 100 mm 以上の基本料金は同じにさせていただいています。

(会長)

口径 100 mm 以上の割合は件数が少ないため例外的であるということですね。

(委員)

水栓数の合計数はどうですか。

(事務局)

全ての口径を合わせますと 16,453 件です。

(委員)

料金表は一般公開されているのでしょうか。

(事務局)

ホームページにも掲載しています。

(委員)

基本的には使用水量が多くなるほど単価が上がるということは、あまり使ってほしくないという考え方でしょうか。

(事務局)

水道事業は水という限りある資源を扱っていますので、たくさん使用される場合には相応の負担をお願いするという考え方になります。ただ、リスクはありまして、企業など大口径の使用者で普段は井戸等別の水源を使用して水道水をあまり使用しない使用者が急激に水を大量に使用すると本管の濁りが発生する場合があります。また、多量の水を給水することができる本管を維持するという観点からダウンサイジングの計画が難しくなりますので、平均的に使用していただきたいという思いはあります。

(委員)

この場で料金改定のパターン等を決めるのでしょうか。

(会長)

いえ、まだここで決めるわけではなく、どういう方向でやっていくかということを検討している段階です。先ほど提案のあったパターン等を確認していただいて、ばらつきのない手引きに沿ったものがないか等、選ぶ作業になります。

(委員)

個人的な考え方としては、新聞などでも見ましたが全国的に水道管も老朽化していますので、みなさん値上げすることは仕方のないことだと思っていらっしゃると思います。上げていただいた分だけ、水はやっぱり資源で大事にしないといけないので、節水することも考えていきたいと思っています。この間議会で議員さんが提案されていたのですが、もし水道を値上げするのであれば町民の方に説明された方が良くはないかというご意見がありました。それをするとまたいろんな集会所を借りて町民の方を集めたりとかもありますので、行政ではそれはしないという方向のお返事をされていました。

(会長)

むしろこの議論がホームページにそのまま載りますので、それが住民の方にお伝えしているということになるのだと思います。議事録もかなり詳しく掲載されていますので、ご関心のある方はそちらを見ていただくということで、それを見た上でお問合せをされる方もいらっしゃると思います。そういう形でやっていくということですね。

(委員)

ホームページに掲載されて問合せ等がありますか。

(事務局)

問合せはまだありません。議会には説明をする場で、上下水道運営委員会での検討状況などについて報告させていただいており、議事録はホームページ上に掲載しています。ホーム

ページが見れなくて広報紙が情報源という方もおられますので、広報紙にもこれまでの流れがわかるように、できるだけわかりやすい形で掲載したいと考えています。最終的には議会の承認がないと料金改定はできませんので、ここでいただいた意見を持って案をまとめて、それを議会へ提案して、承認をいただければ、いつからこのような形で改定しますということを広報紙などでお知らせしたいと思っています。一部の議員からは今の段階で説明が必要ではないかという意見があったのですが、議論している途中では説明できることも限られますので、経過については広報紙を通してご報告させていただきたいということで、ご説明させていただいています。

(事務局)

12月号の広報で、老朽管の更新事業を進めていること等についての記事を掲載しています。和歌山県でも大きな事故がありました。どこの水道事業者も同じ問題を抱えており、そのようなことを考えると更新事業はやはり必要です。費用もかかってまいります。ただ、議会には、今のコロナ禍の状況では個別説明会は難しいと説明させていただいています。お問合せにつきましては上下水道グループの方で対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

市町によってだいたい水道料金が違うから、同じ水ですが高いか安いかわからないかなと言えないですね。

(委員)

単純な考えなのですが、この値上げ率を見ますと基本料金を上げる方が従量料金を上げるよりもいいのかなと思います。

(会長)

基本料金は必ずいただく料金ですので、安定的な収入となり、安定的に管を更新していく費用として使えるということですね。従量料金は変動があると予定が立てられないということになるので、ある程度安定した収入で更新事業をやっているかないといけません。

(委員)

老朽化していく中で、老朽管の更新は必ずしてほしいという願いはすごくあります。今のところは水漏れしていないから何も連絡しないけど、30年40年経ってきたら危ないのは当然で、そのような箇所が多いので。みんなでその料金も負担していかないとだめなのでね。管の更新が年に2kmと聞くと、もうちょっとできないのかなと思うのが本音です。

(会長)

更新工事は他の市でも同時にやっていて、施工できる事業者の数にも限りがありますので、そのくらいずつになるのかなということですね。

(委員)

でも古くなった管の写真を見ると、本当に怖くて。そういう状況も含めて、料金改定に納得するんですけどね。

(会長)

基本料金は参加料というか、最低限、水を使うための費用としてはそのくらい必要なので

上がるということで、これまでが少なめだったということもあると思います。

(委員)

パターン 2 では、口径 13 mmの少量しか使わない人にとっては値上げ率がここでいうと 28%くらいになって、使わないほど高いということですか。

(事務局)

基本料金を値上げすると少量しか使わない人は改定率がどうしても大きくなってしまいます。それを考慮していろいろと調整しようとするパターン 2 みたいな形で、基本料金や口径毎の単価を調整する方が平均的な率に収めていくことができ、方法としてはやりやすいということです。

(委員)

家でも水道がちょろちょろと出ているともったいないし、お風呂の水も少なめにしているのですが、2ヶ月で水量 40 m³から 60 m³くらいが平均的な使用量なんでしょうか。

(事務局)

だいたい3人から4人くらいの方の平均水量でしょうかね。

(委員)

ということは私は平均的な使い方をしているのだと思うのですが、少ない人ほど値段が上がるということなんですね。

(事務局)

例えば 42 ページのパターン 2 で、1 m³あたりの従量料金単価を見ていただいたら、40 m³までの単価は、現行料金体系とパターン 2 料金体系でほとんど同じです。つまり 20 m³までの使用者であれば負担が増えるのは基本料金の値上がり分と同じということになります。ただ、合計の使用料金が小さいほど水道料金に占める基本料金の割合が大きくなるため、改定後の料金を高く感じてしまうということです。

(委員)

使わないようにしたら高くなるということかなと思ったので。

(事務局)

基本水量制を採用している市町があります。例えば 5 m³まで 1,300 円とすると、5 m³までだったら定額と思うかもしれませんが、考え方によっては 2 m³しか使わなくても 1,300 円かかるということです。基本水量制をとる方法もありますが、そうすると使う人と使わない人で差が出てきますので、逡増度に配慮したうえで、可能な限り差別的でないような料金体系でやっていきたいと考えています。また、過去の料金改定の経緯を見ますと昭和 52 年から 55 年と 58 年に少し上げています。毎年改定があり、当時とにかく悩んで料金体系を設定されてきた形跡がありました。昭和 58 年以降は、なるべく住民の方に負担のかからないようにという思いもあり、平成の時代に料金値上げはできていません。ある意味コスト削減などの企業努力をしてきたということもご理解いただきたいのですが、住民の方の負担が過度に大きくなる前に料金改定していきたいと思っています。

(委員)

空き家では水道のメーターは止めていると思うのですが、止めた状態では水漏れなどは

ないのですか。

(事務局)

空き家で漏水があれば困るので、検針の中で漏水の疑いがあれば報告いただくようにしています。また中止のご連絡をいただいている場合は確実に止水栓を閉めていますし、たまに掃除などで使用されるために開栓されている場合は止水栓の管理は個人管理ということをお願いしていますので、ほとんど漏水はないと思います。

(事務局)

冬場の凍結時期に漏水していたということもあるのですが、最近はあまりないですね。

(会長)

他に質問がないようでしたら次、「第4番の料金改定案作成における検討事項について」に入ってまいります。

4 料金改定案作成における検討事項について

(事務局)

今までの説明で算定方法については少し難しい話になりましたが、総括原価を費用の性質に応じて基本料金と従量料金にどのように配分していくかという作業を行っておりまして、これについては水道事業者が加盟する全国組織の日本水道協会が策定しております「水道料金算定要領」に基づいて検討を進めております。先ほどの説明の中で確認させていただきたい事項として、1点目として、水道事業は多くの施設を保有しており、送る水道水の量にかかわらず固定的に発生する費用の割合が高いため、基本料金は高くなってしまいます。固定費をできるだけ基本料金で回収できるようにすると安定的な事業運営を行うことができるようになりますので、基本料金への配分を増やしていく必要があります。2点目として、使用する水量が多くなるほど料金単価が高くなる逦増制料金体系となっており、逦増度の緩和を検討する必要があります。逦増制料金については、水道事業を始めた当初は水源が限られており、大口使用を抑制し小口使用へ配慮する必要があるとの考えにより、多くの水道事業者で採用されてきています。しかし、現状では水需要は減少し、大口使用の抑制の必要性が低下してきていることから、緩やかな見直しが求められています。3点目として、現行の水道料金は口径毎の水量と料金の額の比率について概ねバランスが取れていることから、現行料金をベースに改定案を作成していきたいと考えております。さらに、資料では説明はございませんが、4点目として、現行の水道料金は消費税率をかけた後に、10円未満を切り捨てて請求しておりますが、日常生活においても1円単位の請求・支払いは一般化しておりますので1円単位の請求とさせていただきたいと考えております。もう一つの理由としては、令和5年10月からインボイス制度が導入され、適用税率と消費税額を請求書等に印字し、お客様に通知する必要があるとございます。システム上請求額の内、消費税額がいくらになるかを管理する上でも必要な見直しとなります。下水道使用料についても、10円未満を切り捨てて請求してございましたので、水道料金改定と同じタイミングで円単位請求にしたいと考えております。5点目として、今回の料金改定により中止期間中に水道所有者に負担をお願いしていた中止料金は廃止したいと考えています。以上5点について、改定の方針

についてご確認をお願い致します。それから資料4の「料金改定案作成における検討事項について」をご覧ください。水道料金改定案を作成するに当たり、大きな課題が2つございまして、その対応策の案をまとめております。これらについてご意見をいただければと思います。1つ目の課題が小口の使用者や大口径の使用者などに過度に負担が生じないよう配慮が必要ではないかという点でございます。基本料金への配分が大きくなると使用水量が少ない方の改定率は高くなってしまいます。対応策の案としては、①基本料金改定の上限は現行基本料金の1.5倍程度に留める②主に家庭用で使われる口径13mmと20mmについて、10㎡までに新たな段階料金、現状の100円より低い単価を設定する③逡増度を緩和するため現状最高単価は170円となっておりますが、最高単価の引き上げ幅は最小限にすることです。2つ目の課題が水道料金改定により使用を抑制されたり、大口使用者が水源を転換してしまうリスクへの対応といった視点が必要ではないかということでございます。料金の単価が大幅に上がりますと、家計の負担が大きくなるため、水道の使用を抑制しようという考えが働き、期待していたより料金収入が増えないことも想定されます。また、近年、県内においても大口使用者が上水道から工業用水道へ転換したり、井戸水を利用したりして水道料金収入が大幅に減少するといったことが問題となっております。もし大口利用者が抜けてしまうと、それ以外の使用者でその穴埋めをしなければならなくなり、さらに値上げが必要となるといった負のスパイラルに陥らないようにしなければなりません。これらの対応策の案としては、①従量単価の引き上げは最小限に留める②一般家庭用の口径13mm、20mmの小口使用者に対しては増加額を負担の少ない範囲に留めることが必要だと考えておまして、基本料金が上がることにより特に10㎡以下の使用者の改定率は高くなりますが、1か月当たり何円くらいまでならば許容できるかを配慮して定める必要があります。③ボリュームゾーン（使用者数が最も多い水量区分帯）となる中口使用者の改定率が概ね目標とする改定率になるように調整するとともに大口使用者については、同じ改定率だと負担額は大きくなるため、率は低めに設定し増加額を抑える配慮が必要であると考えております。事務局側からの対応策の案については以上のとおりですが、これらについて委員の皆様にご意見やそれ以外の提案などもいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

（委員）

とても難しいですね。

（会長）

難しいというのも重要なご意見でして、町民の方も難しいというのがあると思うんです。そうなってくると町としては、どうやって町民の皆様に説明していくか、安心や安全といったところでしょうか。

（委員）

この間議会の傍聴をしたときに、議員さんがこの運営委員会の構成メンバーを質問されていて、各種団体の代表者と言われていたのですが、この委員会での議題はすごく難しく、今まで出た会議の中で上下水道の会議が一番難しく感じています。これからも興味があって本当に必要なことですので、頑張っているんなものを見たり勉強したりします。

（委員）

先ほど家庭用に使われている小口径に配慮すると言われたのですが、そうすると大口使用者の方に負担がかかるということでしょうか。

(会長)

大口使用者の方にも増加率を配慮するということでしたが。

(委員)

そうすると値上げする意味があまりなくなってしまうのでは。

(事務局)

水量段階毎に見ると改定率はそのようになりますが、実際によく使われている範囲がありまして、例えばとびぬけて使用されている方は極少数でだいたい平均的な水量で収まる場所がメインになってきますので、7割から8割の方が使用されている水量の範囲を、その改定率が平均改定率に近づくように14%から15%くらいになるような形で調整したらどうかと考えています。使用水量が少ない方については、どうしても基本料金が上がる分だけ値上げ率は高くなってしまいますので、率が高くなったとしてもいくらくらいまでの金額だったら許容していただけるかというのを見極めていかなければならない、その具体的な案を出してご意見いただければと思っています。少量使用者の方は若干高くなって、たくさん使っておられる方は例えば値上げ率が14%から15%よりも低い10%とかであったとしても金額的には増えてしまうので、それが負担になって逆に他の水源に切り替えられてしまうというリスクがないような形で調整していく必要があると考えています。ただ広く薄く皆さんに負担していただかないといけないので、マイナスになるような区分がないように調整することは必要だと思っています。

(会長)

資料4の表の下段③にあるように、中口使用者が少し負担が増えたとなるような感じになって、今回全体的に見てこのあたりがいいというのがわかってきたので、次回は今の提案を基に少量使用者の方はあまり改定率が高くなりすぎないように、大口使用者の方は増加幅の軽減を図るように調整していくということですね。

(委員)

意見としてはパターン2で基本料金がそれなりに上がるというのは仕方がないかなと思います。家の前でも工事をやっておられる最中で音は気になるけど一生懸命頑張ってるので、できるだけ抑えるような形での値上げは仕方ないと思っています。

(委員)

20年30年先を見据えて15%くらいの値上げになるということは仕方がないことだと思っています。先ほどの対応策の中で10 m³以下の単価を10円から20円ほど下げるという案は非常にいい案だと思います。このような対応策でやれば皆さんも納得してくれると思います。それから先ほど言われた1000 m³以上使われるような大口使用者の使用水量が一遍に減ってしまえば収入がどんと減ってしまうことになるので、そのあたりの改定率も見なければならぬと思います。和歌山の事故がありましたが、あれが大きな問題点の中に入ってくると思います。今後老朽化してくるとあのようなことが起きると思います。あのようなことが起こったら住民が一遍に困ってしまう。それを考慮しながら値上げも固定費の

分も含めてやっていっていただきたいと思います。

(委員)

基本的な考え方はこれでいいと思うので、対応策を考慮して料金を設定していただければ不公平感もなく納得していただけるように設定ができるのではないかと思います。これで進めていただければと思います。

(委員)

大口使用者の方にも配慮していただいています。企業につきましては播磨町の中で企業活動をさせてもらっていますから、お互い共存共栄できるように問題なく良好な関係で進めていければと思います。やはり住民の方、口径 13 mm と 20 mm の負担が軽くなるような料金改定にして、企業の方は、大きく上がってはダメですが、それなりの改定率にさせていただいたらいきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(会長)

企業も本当にいろいろと原価も上がっているから大変なところだと思います。

(委員)

上水もちろん使っていますが、工業用水もやっぱり安いので使っています。もちろん製品を冷やすために海水を使ったりもしています。上水はそれに比べると使用量は少ないです。飲み水とかお風呂とかにも使用していますが、やっぱり製品に関わるもので言えば、例えば純水を作るときに上水を使用させてもらっているんです。そういった関係で全体としては上水はそんなにたくさんは使っていないのです。

(会長)

使って支えていただければ町民としてはありがたいですね。目に見えない貢献になるわけですから。

(委員)

共存共栄ですからね。

(委員)

私からは 2 点、感想と言いますかお願いをさせていただきます。今回播磨町の現行の料金体系がどういう考え方で成り立っているのか、町民の方にわかりやすいようにご説明をしていただきました。内容的には先人の方が非常に苦勞して良い料金体系を設定してくれていたこともあるので、平成の間、逆に言えば変える必要がなかったというのがあったのかなと考えます。ですが今後訪れる高齢化社会や水需要の減少に対してこの状況を維持していくためには、今一度皆様方のご意見を踏まえて料金を今よりもより良い形の収入ができるような格好に改定できればと思います。そういう意味で皆様方から率直な意見が出て良かったと思います。県内の状況を見ますと、それぞれの市町が抱えている問題があって、思うような料金改定ができない市町もあります。播磨町がどのような問題を抱えていて、これからどのような発展ができるのか、そこが大切なポイントになりますので、次回の具体的な料金改定案の作成につきましては、主婦目線でも非常にご謙遜されていますが、実は皆さんはそのような視点が知りたいと思いますので、積極的なご発言をいただければと思います。それは企業の方も同じかなと思っています。それと本日、「もっとかしこく水道水を使う 16

のこと」という県の方で作っているパンフレットをお配りしました。このパンフレットを作った趣旨というのが、水道って何と聞かれたときに、なかなか答えることが難しいと思います。蛇口をひねったら出るものというのはわかると思いますが、例えば水道料金がどんな考え方でどうなっているのかを本日は事務局からご説明をいただきましたがやっぱり難しいということで、まず我々として考えなければならないのが、そもそも水道に対して興味を持ってもらうことが必要ではないかということで、このパンフレットには水に関わることを載せています。時節柄、和歌山での大きなお話があったり立て続けに関東の方で大きな地震があって水道のことに着目いただけたものと思います。2日程前のニュースでも日本の水道が危ないということが取り上げられていたり、加古川市の方では事故があり現在濁り水が発生し、1日経ってもなかなか解消しきれない状態が続いているといったこともあります。前回もお話をさせていただきましたが、当たり前前が当たり前でない世の中が必ずやってきます。水道も例外ではありませんが、今当たり前前を当たり前将来、お子さんやお孫さん世代にもつないでいけるように、皆さんで私も含めて知恵を出し合って料金体系案が次回作れたらいいなと思っていますので、私に協力できることがあれば何でもお答えしますので、よろしく願いできればと思います。

(会長)

私は個人的なことと言うと、昨日兵庫大学の研究室におりました時にスマートフォンの緊急速報みたいなアラームが鳴りました。地震か何か起こったのかと思いましたが、濁り水だったんです。濁り水は生活に関わることなので緊急速報で送られてくるんですね。濁り水の情報が緊急速報になるというその重要性に改めてびっくりした。まだ解消していないということで、大変なことなんだなと思いました。あと先ほどのパンフレット見せていただきましたら、東京都水道局が実施したキャンペーンのことが書いてありました。私の親が東京に住んでおり水道を使用していますが、水道料金が高いと言います。ただ高いけれども水源を確保して、すごい前からしっかりやってくれていたから、近隣の県が渇水になった時も東京都はあれだけの人が生活しているのに水が確保されていました。何十年も前からしっかりとやってくれていたことによって、今も良い水道水が供給できているということがあるから、やっぱりかなり長期的にやっていくことが大切なんだなと思いました。そのくらい何十年もかけてやっていくものなのかなということなので、播磨町で私も関わることになりましたので、是非良い体系を作ることができるように、皆さんが納得できるような形を、単身世帯の方だと外に働きに行つて家ではそんなに使わないからという方もいらっしゃるから、そういった方の公平感を考慮できれば理想的な、他の事業体に自慢できるような料金体系になればとてもいいのかなと思います。他にご意見がありませんでしたら、本日の議事を終えたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

4 その他

(事務局)

竹川会長、円滑な議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様、貴重なご意見、熱心なご審議ありがとうございました。続きまして、次第の「5 その他」のところで、今

後のスケジュールについて説明させていただきます。次回、第4回目の委員会は、来年1月の終わりから2月頭くらいに開催させていただきたいと思います。本日頂戴しました皆様のご意見をもとに、先ほど事務局から説明しました課題等に対応した料金改定案を事務局の方で作成し、次回委員会で提示させていただく予定です。今回は、その案を、ご審議いただき、本委員会としての最終案を確認していきたいと考えています。そして最終5回目の委員会で料金改定の答申案を取りまとめていただきたいと考えています。スケジュールの概要は以上です。また、本日の議事録につきましても、委員の皆様にご確認いただいたのち、個人名等は伏せたうえで後日、町のホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、第3回播磨町上下水道運営委員会を閉会いたします。皆様、本日は長時間ありがとうございました。